

## 社会保障制度調査会介護委員会での発言内容（抜粋）

- 1 日時 令和元年 10 月 31 日（木）10 時 30 分
- 2 場所 党本部 901 号室
- 3 議事 2. 会計監査人の設置義務基準の範囲、介護福祉士の経過措置等について関係団体よりヒアリング

日本介護福祉士養成施設協会

澤田豊（さわだゆたか）会長

自由民主党の社会保障制度調査会の先生方には常日頃介護福祉士養成教育につきましてご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、5 年の経過措置について本日発言の機会をいただいたことを心から感謝申し上げます。資料により説明する。本日は、今の会員校の厳しい経営状況、最近の入学者の激減に大変苦慮している状況の中での説明になるので、厳しい話ばかりになってしまうがお許しいたきたい。

1 ページにあるように経過措置が 28 年 3 月に成立した。その後、29 年 9 月に在留資格「介護」が創設されたことにより、下のグラフのように外国人留学生の入学者が急激に増加し、今年の入学者は 2037 人となった。平成 29 年 591 人、30 年 1142 人、今年 2037 人と約倍々の率で外国人留学生が入学しているところである。

一方 2 ページの図表 2-1 のとおり、介護福祉士養成施設全体の入学者数が日本人を含めて 6982 人であるのに対し、外国人留学生の入学者数は 2037 人と全入学者数の 29.2% を留学生が占めている。介護福祉士養成施設の運営において外国人留学生は重要な存在となってきている。また、図表 2-1 の一番下の欄のとおり、ここ数年定員充足率は 50% を下回っている。介護福祉士養成施設の経営はこういったことで大変厳しい状況にある。その結果、図表 2-2 のとおり、ここ数年、養成施設の廃止数が増加数を上回ってきている。平成 27 年からこの 5 年間での廃止は 52 校となっている。

図表 3 のとおり、介護福祉士国家試験の合格率は日本人を含めた全体では 9 割近くになっているのに対し、外国人留学生の合格率は 3 割台と厳しい状況で 6 割以上の外国人留学生が国家試験に合格できない状況にある。ここが介護福祉士の質の低下を懸念する要因の一つになっていると考えている。

図表 4 のとおり、外国人留学生の卒業後の進路状況を示したものであるが、外国人留学生の 96% が日本で介護施設等の福祉分野に就職している。

経過措置が終了することによる影響であるが、現在の制度では経過措置が終了し国家試験に不合格となった場合には在留資格「介護」を取得できないため母国へ帰るなどしなければ

ならない状況にある。その人数については、今後も少なくとも2千人以上の外国人留学生が養成施設への入学を希望することが推定できるが、卒業者のうちの6割以上の学生が不合格となって在留資格「介護」を取得できなくなるとすると日本の介護施設で介護業務に従事できない学生は毎年1000人以上となり、毎年これだけの人材不足が累積していると推定している。

介護教育の向上・維持は大変重要な課題である。その対策をこれからも行っていかなければならないが、その対策を実施して効果を出すまでに今後数年間を要すると考えている。そこで、(ア)経過措置を令和4年度以降も継続の場合と、(イ)経過措置を令和3年度に終了し、不合格者に就労できる環境を整備、のいずれの場合も資料に記載した支援措置を切に願います。

最後に、経過措置を延長するかどうかについての意見を述べさせていただく。

介護福祉士の質の向上と維持はもちろん重要なことであるが、一方、経過措置ができた後に外国人留学生が急激に増加したこと、卒業した外国人留学生は福祉人材として重要な存在であり、ぜひとも確保しておきたい希望を施設の方々からお寄せいただいていることでもある。また、介護福祉士養成施設は入学者が減少し、経営的に厳しいことなど現在の状況を総合的に勘案し、経過措置の延長をお願いしたいという立場である。